

グリーン購入法に基づく環境物品等の調達に関する基本方針の改定案に対する意見

①<該当箇所>

P57 庁舎管理の清掃 植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること

<意見内容>

配慮事項から、必須条件となる判断の基準への変更を支持します。

②<該当箇所>

P55 食堂 加工食品の原料に植物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること

<意見内容>

配慮事項ではあるが、洗剤だけではなく、広く加工食品や化成品の原材料へ持続可能性の考慮を広げたことを支持します。

③<該当箇所>

P3、P7、P19、P26、P33、P34、P35 の「基準 1」及び「基準 2」のレベルと表現について

<意見内容>

東京都も「東京都グリーン購入ガイド」で 2 段階の判断基準を設定しているが、グリーン購入法基本方針改定案とは逆になっている。事業者混乱が生じないよう、表現方法や周知方法を工夫すべきと考える。